

《店舗販売業》 体制省令への適合を示す書類 【店舗の名称: ○○ドラッグ】

1 店舗の併せ行うその他業務の種類

- 医療機器（販売業・賃貸業）  高度管理医療機器等  管理医療機器（管理者要）  管理医療機器（管理者不要）  
 併せ行うその他業務の種類  毒物劇物一般販売業

網掛け部分について  
 必要な数値を算出するための計算式が設定してありますので  
 入力等は不要です。

2 販売授与する医薬品の区分

- 要指導医薬品  第1類医薬品  指定第2類医薬品  第2類医薬品  第3類医薬品

3 業務時間 【注】「開店時間」:実店舗が来訪者を受け入れている時間 / 「営業時間」:医薬品販売時間(開店時間+特定販売のみを行う営業時間)  
 【注】施設全体に関する記載については許可エリアと入居施設の営業時間が異なる場合に記載。

	開店時間数(h)	営業時間数(h)	開店時間における医薬品販売時間数(h)	開店時間における医薬品販売時間数の内訳(h)				特記事項	
				一般用医薬品	第1類医薬品	要指導医薬品	第1類医薬品又は要指導医薬品		
月	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	8	8	8	
火	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	8	8	8	
水	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	6	6	6	
木	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	6	6	6	
金	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	6	6	6	
土	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	8	8	8	
日	開店時間 10:00 ~ 20:00 営業時間 10:00 ~ 22:00 (施設全体)	10	12	10	10	8	8	8	
一週間の総和(h)		A 70	B 84	C 70	70	50	50	50	

6 店舗販売業の業務を行う体制に係る適合状況

- (1) 薬剤師・登録販売者の常勤(体制省令第2条第1号・2号)  
 別添 ローテーション表のとおり
- (2) 要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の勤務体制(体制省令第2条第4号)  
 D:要指導医薬品又は一般用医薬品販売従事薬剤師・登録販売者の週当たり勤務時間数の総和  
 F:要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供場所の数  
 B:医薬品販売(要指導医薬品又は一般用医薬品販売)の開店時間の一週間の総和

$$\frac{D}{F} \geq B$$

184  $\geq$  70 → 適合・不適

- (3) 要指導医薬品又は第1類医薬品販売従事薬剤師の勤務体制(体制省令第2条第5号)  
 E:要指導医薬品又は第1類医薬品販売従事薬剤師の週当たり勤務時間数の総和  
 G, H, I:情報提供場所の数  
 C:要指導医薬品又は第1類医薬品販売の開店時間の一週間の総和

$$\frac{E}{(G+H+I)} \geq C$$

76  $\geq$  50 → 適合・不適

4 開店時間における薬剤師又は登録販売者の勤務時間数

薬剤師又は登録販売者の別	氏名	医薬品販売従事者の薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数(h)		業務内容 (行わない業務に二重線を引く)	特記事項
		医薬品販売	第1類医薬品 要指導医薬品		
薬剤師	1 ○○ ○○	44	44	一般用医薬品・第1類・要指導	
	2 ○○ ○○	32	32	一般用医薬品・第1類・要指導	
	3 ○○ ○○	18	0	一般用医薬品・第1類・要指導	
	4			一般用医薬品・第1類・要指導	
	5			一般用医薬品・第1類・要指導	
	6			一般用医薬品・第1類・要指導	
	7			一般用医薬品・第1類・要指導	
	8			一般用医薬品・第1類・要指導	
	9			一般用医薬品・第1類・要指導	
登録販売者	1 ○○ ○○	40			
	2 ○○ ○○	30			
	3 ○○ ○○	20			
	4 ○○ ○○	0			応援要員
	5 ○○ ○○	0			応援要員
	6				
	7				
	8				
	9				
週当たり勤務時間数の総和(h)		D 184	E 76		

5 情報提供場所の数

箇所数	F	
	1	
内訳	一般用医薬品	1
	第1類医薬品	G 1
	要指導医薬品	H 1
	要指導医薬品 第1類医薬品 で兼用	I 1

※「内訳」への入力について  
 一つの情報提供場所を複数の用途で使用している場合はダブル計上(再掲)する。

「一般用医薬品」「第1類医薬品(G)」「要指導医薬品(H)」について  
 それぞれの医薬品区分の対応を行っている情報提供場所の数を記載してください。  
 (同じ場所であっても、医薬品区分ごとにカウントしてください)

「要指導医薬品 第1類医薬品で兼用(I)」について  
 「第1類医薬品(G)」「要指導医薬品(H)」の情報提供を兼ねている情報提供場所の数を記載してください。

《例》

- ① 許可施設内に情報提供場所が1ヶ所で、すべての医薬品の情報提供を行っている場合  
 ⇒情報提供場所(G)は「1」、内訳はそれぞれ「1」で記載します。
- ② 許可施設内に情報提供場所が2ヶ所で、どちらも一般用医薬品の情報提供を行うが、  
 第1類医薬品・要指導医薬品は1ヶ所のみで行う場合  
 ⇒情報提供場所(G)は「2」、内訳は一般用医薬品が「2」、(H)(I)(J)は「1」で記載します。